

虐待防止の為の指針・マニュアル

株式会社イメージライフ
こころ絵訪問看護ステーション

虐待防止に関する指針

1、事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、下記の虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

① 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・部屋に鍵をかけて監禁する。ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等（例外三原則を満たさない身体拘束）
② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
③ 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
④ 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する等
⑤ 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

（高齢者虐待防止法第2条第5項）

2、虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。なお、本委員会の虐待防止責任者は統括とし、委員会は、年に1回以上開催する。委員会では以下の事を協議します。会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

- ①虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ②虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤虐待等が発生した場合、発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待防止のための職員研修を原則年1回実施します。
- ②研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- ③研修の実施内容については動画研修を行い、受講後に研修実施記録を作成し保存する。

4、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
- ②虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- ④上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関の担当窓口へ報告します。
- ⑤事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告します。

5、虐待等にかかる苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受付内容を担当者（管理者）に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

6、虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

7、虐待防止責任者の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ④ 虐待防止に関する一連の責任者
- ④ 利用者からの虐待通報受付
- ⑤ 職員からの虐待通報受付
- ⑤ 虐待内容と契約者の意向の確認と記録

8、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

9、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設します。

10、その他虐待防止の推進のために必要な事項

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和8年2月1日より施行する

令和8年6月1日 更新